

公立西知多総合病院処務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年11月22日

西知多医療厚生組合管理者 宮 島 壽 男

西知多医療厚生組合規則第13号

公立西知多総合病院処務規則の一部を改正する規則

公立西知多総合病院処務規則（平成27年西知多医療厚生組合規則第17号）の一部を次のとおり改正する。

第4条第5項の表中「公認心理士」の次に「、認定遺伝カウンセラー」を加える。

附 則

この規則は、令和5年12月1日から施行する。